

平成31年4月

剣道用具安全基準の検査要領

1 検査の目的

本大会においては、剣道用具の安全性・公平性の観点から、本大会要項の順守を目的とし以下の要領で検査を実施する。

2 剣道用具確認証の提出及び竹刀計量・検査の方法（手順）

(1) 「剣道用具確認証」の取り扱い

検査員は、監督者または選手から大会で使用する剣道用具についての「剣道用具確認証」の提出を受け、内容の不備等ないことを確認し、竹刀の計量・検査を行う。

(2) 竹刀形状を目視及び手指により検査する。

- ① 竹刀のささくれ、破損、ビニールテープ等を巻く行為はないか。
- ② 安全性を著しく損なう加工、形状の変更がなされていないか。
- ③ 先革、中結(位置 1/4)、弦等付属品の安全性に問題ないか。
- ④ ちくとう部に安全性を損なう不自然な隙間や大きな隙間はないか。
- ⑤ 竹刀のちくとう検量計測部位からひと節目、中結部付近、ふた節目の順で対辺及び対角値が太くなっていく形状で十分な太さはあるか。

(3) 従来のおり竹刀の全長及び先革の直径の太さを測定する。

- (4) ゲージ（新）を使用し、ちくとう直径（対角値）、先革長の測定を行う。
（ちくとう部の計測は、弦を外側に向けて計測した後、内側にも向けて計測し、二方向とも計測する。二方向とも基準値を満たしていない場合は不合格とする）

(5) 竹刀の重さの計量を行う。

(6) 上記の計量・検査に合格した竹刀（竹刀柄革中央内側）に検印を押す。

3 試合場での確認と処理

(1) 竹刀について

- ① 審判主任及び審判員による検印等の確認。
- ② 対戦チーム等からの疑義の申し立てによる検印等の確認。

※剣道試合・試合審判規則第19条、第36条関係により処理する。

(2) 小手について

- ① 審判主任及び審判員は目視により確認し、疑義がある場合は審判主任の指示で係員が監督または選手立会いのもと検査を行う。
規格外と判断したものについては罰則を設けず、次回以降の出場大会での是正を促す。
- ② 対戦チームからの疑義の申し立てについては認めない。
- ③ 検査の方法は、該当者が肘を付いた状態で手首の可動部分までを測定し、その 1/2 を以って判断する。
- ④ 布団部のえぐりの深さは小手ふとん最長部との長さの差が 2.5 cm 以内かどうかで判断する。

(3) 面及び剣道着について

公平性に対戦相手への影響は大きくないと考えることから、選手本人の試合での安全性確保についての義務は、「剣道用具確認証」の提出を以ってなされていると解釈しているため、規格外のものを使用した試合者には、試合終了後、原則、審判主任から監督（登録のない場合は選手）に注意を行い、次回以降出場大会での是正を促す。

- (4) 当該団体戦または個人戦の第 1 回目の試合場には、「剣道用具確認証」の写しを備え、検量責任者の確認印を以って剣道用具の使用に関しての資料とし、確認が必要な場合に使用する。第 1 回目の試合の終了を以って大会本部が回収する。

- (5) 剣道用具に不備があった場合は、「剣道用具確認証」の内容に誤りがあったと判断し、当該団体（都道府県）の責任において是正するよう書面をもって通知する。

※ (2) (3)については、当該団体戦または個人戦の第 1 回目の試合のみ確認し、以降の試合での確認、注意を必要としない。